

論文の内容の要旨

論文題目 英領香港におけるアヘン政策 1845-1943

氏名 古 泉 達 矢

本論文は、1845年にイギリスの植民地当局により香港に設置されたアヘン煙膏（以下煙膏と略）の小売制度の運営を中心とする、イギリス帝国のアヘン政策を検討したものである。

アヘン戦争の結果イギリスに領有された香港は、植民地として成立した直後から20世紀に至るまで、中国向け生アヘンの取引所、あるいは貯蔵所としての役割を果たした。一方で香港は、北米や豪州といった新大陸で華人が吸煙する煙膏の重要な供給元でもあった。香港ではシンガポールにおける前例をもとに、現地在住華人からの徴税手段の一つとして煙膏の徴税請負制度が設置された。この制度は、煙膏からの徴税額引き上げを求める香港政庁によって二度にわたり鑑札制度へ切り替えられた期間を除き、1914年に至るまで一貫して存続した。1914年には徴税請負制度に代わり、政庁の直轄する専売制度のもとで煙膏の販売が始められ、太平洋戦争中に香港が日本軍によって占領されるまで続けられた。煙膏の販売からの税収は、関税収入を持たない香港政庁にとって貴重な財源の一部だった。

香港におけるアヘン政策に着目した従来の研究は、主に19世紀中葉から20世紀初頭にかけての展開に着目したものと、20世紀前半における状況に着目したものに大別される。だが、これらの研究では、19世紀から20世紀にかけての展開が丁寧に把握し切れておらず、香港におけるアヘン政策に影響を与えた周辺地域における事情もまた十分に認識されていなかった。それゆえ本論文では、香港に煙膏の小売販売制度が設置された1845年から、イギリス本国においてその廃止が決定される1943年に至るまでの同地におけるアヘン政策の展開を、澳門における煙膏の小売販売制度や、アヘン・麻薬類の規制へ向けた国際協力の展開などを含めて包括的に捉

えることを目指した。

香港において徴税請負制度、あるいは鑑札制度のもとで煙膏の製造・販売を担っていたのは、主として珠江デルタを中心に活動する華人だった。彼らは香港で製造した煙膏を域内で販売するのみならず、ゴールド・ラッシュの影響を受けて多くの華人が移民した北米や豪州へも輸出した。香港を通じた移民の渡航先が北米から東南アジアへ変化すると、東南アジアに活動の拠点を置く華人もまた自らの商権を拡張させるため、香港における煙膏の徴税請負制度へ参加するようになった。こうして香港は生アヘンの取引のみならず、煙膏の販売をめぐる、アジア・太平洋を結ぶ取引の結節点として重要な役割を果たすようになったのである。さらに珠江デルタと新大陸を結ぶ煙膏貿易の結節点という役割は、香港同様に煙膏の徴税請負制度が存在した澳門によって補完されていた。

一方、19世紀後半に入るとイギリスや北米、豪州などの各地において、アヘン戦争の帰趨や新大陸における排華運動の展開に影響を受け、アヘンを吸煙する倫理的に墮落した人々という否定的な華人像が様々なメディアを通じて形成され、一般に流布していった。さらに、この時期には欧米諸国において、白人によるアヘンを含有する薬品の乱用もまた問題視されるようになっていった。この結果、これらの地域へ移民した華人による煙膏の吸煙をはじめとする、医・科学的に正当な目的を持たないアヘンの使用を規制しようとする動きが広まっていったのである。アヘン・麻薬類の規制を求める声の高まりに伴い、20世紀に入ると西・南アジアと中国の間の生アヘン貿易や、北米、豪州への煙膏の輸入は次々に停止されていった。さらに、アヘン・麻薬類の規制を目的とする国際協調も始められた。

アヘン・麻薬類の規制へ向けた各国間の協力が進むにつれて、国際的なアヘン貿易の結節点という香港の特徴は、経済的繁栄をもたらす要因から、むしろイギリスに対する批判を呼ぶ元凶へ転化していった。イギリス本国政府は香港政庁へ、煙膏の小売販売を民間商人へ委託するため、結果としてその吸煙を促進させる可能性が高い徴税請負制度を、別の制度と置き換えるよう求めた。一方香港政庁は海峡植民地で設置された、政庁直轄の煙膏の専売制度による成功を目の当たりにして、同様の制度の導入に踏み切った。しかしその結果、煙膏からの徴税額を増加させることには成功したが、アヘン政策の決定をめぐる本国政府からのより強い統制のもとに置かれることとなった。

第一次世界大戦後には、国際連盟のもとに「アヘンおよび危険薬物の取引をめぐる諮問委員会（以下 OAC と略）」が設置され、アヘン・麻薬類の規制をめぐる各国間の協調が国際体制のもとで推進されるようになった。このような状況のもとで、煙膏から税収を確保することが倫理的に改めて正当化される見込みは皆無に等しかったと言える。またイギリス本国政府は、たとえ香港政庁が密輸へ対抗する上で有効だと判断した施策であっても、国内外からの批判を呼ぶ可能性が高い場合にはその実施を認めようとしなかった。それゆえ専売制度を維持するため

の香港政庁の努力は、死期を迎えた合法的な煙膏の専売制度に対する延命措置以上の意義を持ち得なかったのである。

1920年代から30年代前半にかけて、アヘン・麻薬類の規制を目的とする国際体制は、多くの課題に直面しながらも安定して運営されるようになった。英領植民地においても、この問題をめぐる改革はゆっくりとではあるが前進した。ただし、戦間期に連盟のもとで展開したアヘン・麻薬類の規制を目的とする国際秩序は、自由貿易政策に立脚していた香港における植民地統治政策や現地における実情とあまりに乖離していた。イギリス本国政府や香港政庁に勤務する官僚は、両者の軋轢を克服するよう務めたが、太平洋戦争の勃発に至るまでには十分な成果を上げることができなかった。他方で満州事変を発端とする国際情勢の混迷は、連盟の活動を機能不全に陥れる一方で、東・東南アジアではアヘン問題の改革に必要な社会の安定を突き崩していった。結果として香港と澳門における煙膏の販売制度は、アジア・太平洋戦争の終結を経てようやく廃止されたのである。

香港におけるアヘン小売販売制度の歴史的意義は、同地を通じて北米や豪州へ移住した華人が香港製の煙膏を吸煙したために、東・東南アジアと北米・豪州におけるアヘン問題を結びつける役割を果たしたことにありと言えよう。このような役割は、澳門における煙膏の小売販売制度によって補完されていた。さらに後にはカナダのヴィクトリアなど、新大陸における華人の移民先においても煙膏の製造は行われるようになっていった。こうした北米や豪州におけるアヘン吸煙の拡大は、これらの新大陸におけるアヘン認識の変化に少なからず影響を与え、やがてアヘン・麻薬類の乱用規制を目的とした国際協力をもたらす伏線となった。以上のように香港・澳門は、ヒト・モノ・カネの流れを中継する存在として、東・東南アジアから北米・豪州へ広がるアヘン問題の中心に位置していたのである。

以上の分析をもとに、本稿では個別の論点をめぐり次のような評価を下した。

第一に、植民地であるがゆえに、香港では現地に住む大多数の華人の意見が民主的な手続きを経て直接施政に反映されることはなかった。このためアヘンをめぐる政策決定も主にイギリス人植民地官僚の手に握られており、わずかに立法評議会に所属する民間人議員の声が彼らの耳へ届いたに過ぎなかったのである。さらに20世紀におけるアヘン・麻薬類の規制をめぐる国際協力の進展もまた、このような帝国の支配体制に疑問符を付す契機にはなり得なかった。

第二に、煙膏の専売制度の設置は、アヘン徴税制度の近代化を部分的には達成したが、それが植民地統治体制の深化を意味しているとは単純に言い切れない。香港には専売制度が設置された後もなお、隣接するポルトガル領の澳門や中国大陸の広東省から大量の煙膏が密輸されていた。こうした状況が続く限り、香港におけるアヘン専売制度の導入は、長期的にみて目標の部分的達成しか果たし得なかったのである。

第三に、国際連盟のOACによる活動の影響を受けて、1920年代末に至るまでに香港におけ

る生アヘンの取引は厳格な規制のもとに置かれることとなった。だが結果としてアヘン・麻薬類の規制をめぐる各国の足並みは必ずしも一致せず、中国や澳門などではアヘンの管理体制が不十分な状況が続いた。このような状況は、アヘンの吸煙が未だに行われていた国や、同様の植民地を保有していたイギリスのような宗主国にとって、アヘン専売制度の維持を正当化するための根拠となった。このため香港政庁は、域内における生アヘンの取引については厳格な規制のもとに置く一方で、煙膏からの徴税は維持することに成功したのである。

香港はアジアにおける中継港という性格を背景として、西・南アジアから東アジア、さらに北米や豪州を結ぶアヘン取引の結節点となった。そして香港における自由貿易体制は、イギリスのアヘン政策によって成立し得たと言っても過言ではない。さらに香港におけるアヘン政策の変遷は、アヘンや華人をめぐる人々の認識がいかに変容し、イギリスの植民地統治政策にどのような影響を与えたのかを示している。かつてアヘンはイギリス人のために、彼らが通商を求めてやまなかった中国との取引に用いる重要な商品だった。ただし百年後には、イギリス帝国にとって疫病神に成り下がっていたのである。